

放射線リスクの情報提供の徹底と放射線教育の拡充を強く求める意見書

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、国民の放射線に対する関心が高まり、学校現場等において放射線教育が進められているが、当県では原発事故から6年が経過した現在も放射線や放射性物質による被害が風評を含め深刻であり、我が国の将来を担うかけがえのない子どもたちを始め、国民一人一人に放射線に関する正しい情報を提供し、的確な判断ができるようにするための環境の整備が急務である。

そのような状況の中、原発事故の影響による当県への漠然とした不安や放射線に対する認識不足により、昨年11月には、当県から県外へ自主避難した生徒が同級生から「菌」呼ばわりされて不登校となっている事案が判明し、その後も同様の事案が報告されている。

当県の空間放射線量は放射性物質の自然減衰や除染の実施により確実に減少していること、当県産農林水産物等は徹底した放射性物質検査により安全性が確認されていることなど、当県の放射線リスクに対する正しい情報を国民に広く発信していくとともに、福島第一原子力発電所の廃炉作業が30年から40年はかかると言われている中、学校現場を始めとした長期的な視点に立った放射線教育が必要である。

よって、国においては、子どもたちが放射線に対する基礎的な知識を習得し、将来にわたって日常生活の中で活用する能力を養えるよう、放射線リスクに対する情報提供を徹底するとともに、放射線教育を拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
復興大臣

あて

福島県議会議長 杉山純一